

北海道後志総合振興局告示第1110号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定に基づく聴聞を次のとおり行うこととしたので、同条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

令和6年2月28日

北海道後志総合振興局長 猪口 浩司

1 聴聞の期日

令和6年3月12日（火）10時00分から

2 聴聞の場所

倶知安町北1条東2丁目 北海道後志総合振興局6号会議室

3 被聴聞者

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 商号又は名称 | 株式会社コヒマル・カンパニス |
| (2) 代表者氏名 | 大嶋正行 |
| (3) 主たる事務所の所在地 | 岩内郡岩内町字高台84番地7 |
| (4) 免許証番号 | 北海道知事 後志(2)第419号 |